

スポーツ庁「令和6年度障害者スポーツ振興事業「パラスポーツイベント 開催支援事業」
〈諸謝金等単価表〉

2025年2月19日
一般財団法人全日本ろうあ連盟
事務局

スポーツ庁「令和6年度障害者スポーツ振興事業「パラスポーツイベント 開催支援事業」の実施にあたり、各業務における諸謝金については本表を適用する、若しくは事業の一部を委託するにあたっては委託事業者（イベント会社や加盟団体等）と協議の上、設定するものとします。

なお、本単価表において謝金区分がない場合は、本表の額および当連盟の謝金規程を参考とし、それぞれの業務の目的に応じ、謝金単価を適切に設定するようにしてください。

〈本表の適用上の留意事項〉

- 単価/時間を適用する場合、謝金算出対象とする時間は、移動時間及び休憩時間や準備にかかる時間を除く実働時間とする
- 単価/時間を適用する実働時間は、情報保障者は4時間まで、講師は6時間までとし、それ以上の実働時間の場合は、上限金額を適用する
- 単価/時間を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす
- 講師等において、公務員が公務またはアスリート雇用選手が本業として受ける場合は支給しない

① 「商業施設を活用したイベントの開催」業務における諸謝金単価（1回のイベント当たり） ※すべて消費税（10%）込み						
対象者	区分	単価/時間	上限金額	上限	備考	税金
1) 講師	謝金	5,000 円/1 h	30,000 円/1 名	3 名	交通費込	源泉所得税込
2) 手話通訳	謝金	5,000 円/1 h	20,000 円/1 名	4 名	交通費込	源泉徴収対象外
3) 要約筆記	謝金	5,000 円/1 h	20,000 円/1 名	4 名	交通費込	源泉徴収対象外
4) 出演団体	謝金	—	100,000 円/1 団体	3 団体	団体からの見積額がこの金額より安い場合はその金額を適用する	源泉所得税込 但し、企業・団体は、源泉徴収しない場合もあり
5) スタッフ	日当	—	2,000 円/1 名	10 名	交通費込	源泉所得税非課税
6) MC (司会)	謝金	—	50,000 円/1 名	1 名	MC を本業としている者を対象とする。ただし、イベント会社の委託費に含まれる場合は支払わない	個人依頼の場合は源泉所得税込
7) イベント会社委託	委託費	—	500,000 円/1 回	1 回	イベント会社からの見積額がこの金額より安い場合はその金額を選択する	消費税込み
8) 音響機材レンタル及びPA 人件費	委託費	—	50,000 円/1 回	1 回	イベント会社等からの見積額がこの金額より安い場合はその金額を選択する	消費税込み
9) 映像投影	委託費	—	30,000 円/1 回	1 回	イベントにおいて映像投影費用が掛かる場合、ここから支払うものとする	消費税込み

※イベント会社に謝金等の支払いを含めて委託する場合、1)～6)は委託費となり、金額は参考値とする

② 「ろう学校等の児童生徒に対する体験学習等」業務における諸謝金単価（1回当たり） ※すべて消費税（10%）込み					
対象者	区分	単価/時間	上限金額・上限人数	備考	税金
講師	謝金	授業1コマ 20,000円	1校あたり <u>20,000円×1名まで</u> を上限とする※	交通費込 ※きこえない講師1名と手話言語通訳者2名派遣を基本とするが、内容によってはきこえない講師1名ときこえる講師1名とする場合もあるため、その際は手話言語通訳をつけるかどうかは、講師と協議する	源泉所得税込
手話通訳	謝金	授業1コマ 10,000円	1校あたり <u>10,000円×2名まで</u> を上限とする	交通費込	源泉徴収対象外

③ 「各地域におけるイベントの支援」業務における単価（1回当たり）					
内容	区分	上限金額・上限人数	備考	税金	
加盟団体等への開催支援	委託費	120,000円×1回	キャラバンカー輸送（県内）また事務費、輸送にかかる諸経費にあててもらう ガソリン、オイル代含む フェリーを使う場合は、別途実費を連盟から支払う	消費税込	